

座間味ダム・金城ダム・儀間ダム敷地内における ドローン等飛行の許可の申請について

座間味ダム・金城ダム・儀間ダム敷地内では、以下の目的以外でのドローン等の飛行を原則禁止としています。

【緊急時】

○事故や災害時における捜索・救助等で飛行させる場合

【平常時】

○ダム管理者（南部土木事務所）や関係機関等が実施する調査・研究・広報などで飛行させる場合

○その他、ダム管理者が必要と認める理由のあるもの

平常時のドローン等の飛行につきましては、事前にダム管理者（南部土木事務所）に申請が必要です。

以下の条件を満たしたものであるか確認し、申請書に必要事項を記載の上、関係書類とともに最下部記載の窓口へ提出してください。

※ドローン等の定義※

航空法で規定されている、無人航空機（ドローン（マルチコプター）、ラジコン機、農薬散布用ヘリコプター等）及び模型航空機（本体とバッテリーの重量合計 200g 未満のもの）

【平常時における飛行許可の条件（すべて満たすこと）】

- ① 趣味や練習、試験等の飛行でないこと（個人や団体を問わない）
- ② 関係法令や「無人航空機（ドローン、ラジコン機等）の安全な飛行のためのガイドライン」（国土交通省航空局）を遵守すること
- ③ 飛行させる者が飛行経歴・知識・能力を有すること
- ④ 飛行予定が原則、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律 第1条 昭和63年法律第91号）に該当しないこと、また日の出から日没までの時間帯であること
- ⑤ 飛行は目視（直接肉眼による）範囲内で、ドローン等とその周辺を常時監視して飛行させること
- ⑥ 操縦者以外の第三者又は物件（建物、ダム堤体、ダム管理施設）に30m以上近づかないこと

【その他注意事項】

- ① 飛行開始予定日の5日前（土日祝日等を含まず）までにダム管理者（南部土木事務所）に許可申請を行ってください。
- ② ダム敷地上空には管理用の電気通信ケーブル等架線や観測設備等があることから、飛行させる場合は十分注意してください。
- ③ ダムには不特定多数の利用者がおり、不定期にダム見学等のイベントも実施していることから、許可を受けた場合においてもそれら上空での飛行は避けてください。
- ④ 金城ダムはDID（人口集中地区）内ですので、航空法の規制対象の機種（本体＋バッテリー重量計200g以上）を飛行させる場合には、別途国土交通大臣の許可が必要です。詳細は国土交通省航空局HPをご確認ください。
- ⑤ 飛行エリアが『緊急用務空域』に指定された場合、ドローン等を飛行させることはできません。ドローン等を飛行させる場合、飛行開始前に飛行させる空域が『緊急用務空域』に該当するか否かの確認義務が課されており、これを破ると航空法違反の対象となりますので、ご注意ください。緊急用務空域に指定されているかどうかは、下記航空局ホームページ・Twitterにて確認できます。
 - 航空局HP [【https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html】](https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html)
 - Twitter [【@mlit_mujinki】](https://twitter.com/mlit_mujinki)

https://twitter.com/mlit_mujinki **【#飛行前確認】**
- ⑥ その他のルールに関しては国土交通省HPにあります「無人航空機の飛行ルール」を確認・遵守してください。
- ⑦ 本件許可によって生じた事故等について、ダム管理者は一切の責任を負いません。
- ⑧ 万一、墜落・接触等によりダム施設等を損傷させた場合は、復旧費用を請求させていただきます。
※特殊な施設設備のため高額な費用となる場合があります。
- ⑨ 事故機の回収等の便宜供与は行いません。
- ⑩ ドローン等にて撮影した画像、映像に第三者や車両等が写り込んでいた場合、同意を得ずにインターネット上に公開すると、肖像権、プライバシーの侵害行為として民事訴訟の対象となる場合があります。

【問合せ・申請窓口】

〒901-0029 沖縄県那覇市旭町 116 番地 37
南部合同庁舎 9F

沖縄県南部土木事務所 ダム管理担当

[TEL:098-869-8291](tel:098-869-8291) FAX:098-869-8618